

今回のテーマ：また、育児介護休業法改正！？

Q. 来年、育児介護休業法が改正されると聞きました。概要を教えてください

A. 令和4年に、育児介護休業法改正がいくつか、改正されます。

一番の特筆すべき改正点は「出生時育児休業」の創設です。これは、子の出生後8週間以内に4週間まで育児休業を取得することができるという制度です。女性は子の出生後8週間は、「産後休業」取得ということになりますので、出生時育児休業は実質、男性の育児休業促進策といえます。

他には、育児休業取得促進のための研修や相談窓口の設置、妊娠・出産（本人または配偶者）申し出をした労働者に対する個別の周知・休業をするかどうかの意向確認などが求められることとなります。

また、育児休業を2回に分割して取得可能とします。また、1歳以降に育児休業を延長する場合について、育休開始日を柔軟化することも可能としました。

さらに、有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和を行います。現行、育児休業および介護休業を有期雇用労働者が取得しようとした場合「引き続き雇用された期間が1年以上」という要件がありますが、これが撤廃されます。なお、引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定を締結することにより休業対象労働者から除外することは可能です。

令和4年、育児介護休業規程の改定が必要になります！

：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205
湖東ビル 2階 2-2号室
TEL 077-518-1960
FAX 077-586-7481
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp
HP <http://www.office-kojitani.com/>



：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：

執筆者プロフィール
滋賀県内外約500社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。
日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！